

小笠掛川歯科医師会 歯科特殊健康診断 料金表

あくまで目安です。各会員歯科医院からの見積書などをご確認ください。
交通費が別途かかる場合があります。

事業主さまが5年間保存義務のある書類の様式第5号、労働基準監督署への報告書である
様式第6号の2は事業主さまが作製するものです。

これらの書類は労働基準監督署への報告内容の根拠となるものです。

歯科特殊健康診断表作製 健康診断および記入	労働者1名あたり 3,300円から
職場巡視	1作業場あたり 3,300円から
健診結果および職場巡視の報告書作製	1作業場あたり 3,300円から
その他書類作製 有所見者があった場合の作業管理、作業環境管理、および 健康管理の改善方法をまとめた改善計画の立案書など	1通あたり 11,000円から